

## 石山寺兜跋毘沙門天像について

王瑀人(大阪大学)

石山寺の毘沙門堂に安置されている兜跋毘沙門天立像(以下、本像)は、日本における兜跋毘沙門天の優品である。像高が約 174 cm、針葉樹による一木造で、両手持物と天衣垂下部を後補とする以外、彩色文様を含めて保存状態は良好である。

本像は、造立に関する史料に恵まれていないため、制作年代と経緯は不明瞭である。先行研究では、制作年代について、九世紀と十世紀とで見解が分かれ、また近藤謙氏によって真言僧の聖宝(832-909)発願説が提起されているが、いずれも具体的な作品研究を踏まえたものではない。上記の問題点を踏まえ、本発表では、まず形式と彩色文様の面から作品研究をし、本像の制作年代を推定する。

本像は、日本における九～十世紀の神将像に通行する形式に拠りながらも、寛袖と裙を表さない点など、服制を中心に奈良時代の神将像の古い形式を採用しているのが特徴的である。また、頭髮部における鬢髪、髻の表現、甲制における襟甲、腰甲、獅嚙の造形を、日本における九～十世紀の神将像の基準作例と比較した結果、本像の制作年代を、九世紀末を下らない時期と推定することが可能である。さらに、本像は随所に纏縷彩色による文様が施され、胸甲の雲頭紋など、日本における九～十世紀の花紋の特色を反映する一方、左右腰甲の石榴紋系宝相華など、特徴的な文様も確認できる。石榴紋系宝相華は中国に起源を持ち、奈良時代から日本における仏教関係のものに見られるようになるが、その受容の過程を検討した結果、本像の石榴紋系宝相華は九世紀頃と位置づけることが妥当と思われる、形式から見た本像の制作年代とも合致する。

次に、図像について、本像は、視線と口元の表現の類似から、唐製の東寺兜跋毘沙門天像と図像典拠が近いことが指摘されているが、上記の共通点のほか、東寺像台座の石榴紋系宝相華が本像の左右腰甲にも表される点など、図像における東寺像との関連は無視できないものである。さらに、台座地天女の服制、邪鬼の手のポーズなど、空海の請来とされる醍醐寺本「四種護摩本尊及眷属図像」所収の毘沙門天図像を含めた複数の請来図像の影響も認められる。本像は、東寺像を含めた請来図像に対する受容があくまでも細部の造形に見られるところに特徴がある。

最後に、制作背景について、近藤謙氏の聖宝発願説は、論拠として引用した史料に後世のものが多いことに問題があり、石山寺と聖宝の関連を史料から証明することは難しい。ただし、本像が制作された時期は、聖宝が石山寺と地理的に近い笠取山で上醍醐寺を草創する時期と近く、聖宝が実際に石山寺に行った可能性も否定できない。また、聖宝の造像活動から、聖宝は観音信仰だけでなく、天部像に対する信仰も強い点、石山寺金堂本尊と脇侍の尊名の改変に聖宝の影響があったかもしれない点から、本像の造立に聖宝関わった可能性は十分にあると考える。